

従業員の定着を図る共済

従業員退職金 共済制度

新企業年金保険



優秀な人材の確保と定着の切り札

『事業所』のみなさまへ

この従業員退職金共済制度は「特定退職金共済制度」として国の承認を得て実施しており、従業員の生活を守り、勤労意欲を高め、ひいては事業所が發展されることを目的とした制度です。

メリット！

- ① 将来必要な退職金を計画的に準備、1,000円単位で掛金を設定いただけます
- ② 月額掛金は①口1,000円～③0口30,000円まで損金または必要経費に算入
(法人税法施行令第135条・所得税法施行令第64条)
- ③ 退職一時金は退職所得控除の対象
(所得税法第31条、同法施行令第72条・第76条・第183条)
※記載の税務取扱は平成26年7月現在の税制に基づくものです。
今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。
- ④ パート従業員もご加入いただけます
- ⑤ 国の制度（中小企業退職金共済）との重複加入も認められます
(ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません)
- ⑥ 新規加入事業所に限り、過去勤務期間通算の取扱いができます
- ⑦ 公共工事入札（建設業関係）に係る経営事項審査の加点対象となります
- ⑧ 簡単な手続きでご加入いただけます
※「賃金の支払の確保等に関する法律」により、退職金制度を導入していない事業主は、退職金財源確保のための方策を特別に講じるよう努力することが義務づけられています。本制度に加入した事業主は、その義務づけが免除されます。



ご加入にあたって特にご注意いただきたい事項

● 全従業員の加入が必要です

この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させるようにしなければなりません。なお、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

1. 期間を定めて雇われている人
2. 季節的な仕事のために雇われている人
3. 試用期間中の人
4. 非常勤の人
5. パートタイマーのように労働時間の特に短い人
6. 休職中の人

■ 次の方はこの制度に加入できません。【所得税法施行令 第73条①三】

1. 個人事業主本人
2. 個人事業主と生計を一にする親族（生計を別にする親族で従業員の場合は加入できます）
3. 法人企業の役員（使用人兼務役員の場合は加入できます）

■ 従業員の加入同意が必要です

加入・増口手続きにあたっては従業員の「加入同意」が必要となります。所定の申込書へ従業員の方の同意印を押印いただきます。

■ 他の特定退職金共済制度との重複加入はできません

他の特定退職金共済制度に既に入っている場合は、この制度に重複して加入することはできません。（中小企業退職金共済制度との重複加入はみとめられています。）

● 給付金は事業主にはお支払いしません

この制度の給付金の受取人は、被共済者（加入従業員）です。

給付金、解約手当金、掛金として払込まれた金額（運用益を含む）は、懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払い（返還）しません。【所得税法施行令 第73条①四】

● 給付金額は将来変更されることがあります

「基本退職一時金額、遺族一時金額および年金月額表」に記載の給付金額は特定退職金共済制度規程に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社および委託割合の変更等により将来変更されることがあります。

● 給付金額が払込掛金の累計を下回る場合があります

ご加入後一定の期間は、給付金額が払込掛金の累計を下回ります。（給付金額は「基本退職一時金額、遺族一時金額および年金月額表」をご確認願います。）お払込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約（※）の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運営されます。また、予定利率については将来変更されることがあります。

（※）掛金払込期間中に死亡された場合には、遺族年金特約により遺族一時金をお支払いします。遺族一時金は、死亡時の退職一時金の額に、払込中の掛金1口について10,000円を加算した金額です。

● 次の事項に該当する場合、契約を解除することがあります

次の事項に該当する場合、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することがあります。

- 共済契約者（加入事業所）が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- 被共済者（加入事業所の従業員）が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- その他、特定退職金共済制度規程に定める解除事由に該当したとき

制度の内容

● 加入資格

浜松商工会議所会員事業所の従業員で 14 歳 7 カ月以上 65 歳 6 カ月までの方。(満 70 歳まで継続できます。)
ただし、次の方は加入できません。

- 個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族。
- 法人の役員 (使用人としての職務を有する役員を除く)

● 加入時の注意点

※受取人は被共済者 (加入従業員) です。(事業主にはお支払いできません。)

なお、ご本人が死亡した場合は、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条に定める遺族補償の順位によります。

給付金は、退職した従業員 (死亡の場合は遺族) の預金口座へ直接送金します。たとえば「退職時に規定の額を立替え払いしてしまった」といった場合でも、事業所には返還できませんのでご注意ください。また、他の従業員への振替は一切できません。

※全従業員を加入させてください。

制度加入については事業主の任意ですが、加入する場合は全従業員を加入させてください。また、従業員の「加入同意」が必要となります。なお、期間を定めて雇われている人、季節的業務に雇われている人、試用期間中の人、パートタイマー、休職中の人、非常勤の人などは加入させなくても差し支えありません。

● 掛 金

掛金は全額事業主負担です。

- 月額掛金…1 口 1,000 円
- 加入口数…従業員 1 人について 1 口から 30 口まで

(ご加入後であっても 30 口を限度として増口することができます。)

※掛金には 1 口あたり 30 円の制度運営事務費が含まれています。

制度運営事務費を除いた残額 (1 口あたり 970 円) を保険料として運用します。

● 効力発生日

- 毎月 20 日までにお申込みのあった分については、翌々月 1 日から効力が発生します。

- 毎月 21 日以降月末までにお申込みのあった分については、翌々々月 1 日から効力が発生します。

● 掛金のお払込み

第 1 回目より掛金は取扱金融機関の口座より毎月自動的に振替られます。

(口座振替日毎月 22 日、ただし休日の場合は翌営業日)

(注 1) ご加入後、口座振替ができなかった場合は、翌月に 2 カ月分振替させていただきますが、更に振替ができなかった場合は、脱退扱いとなりますのでご注意ください。

(注 2) お申込み後に金融機関口座の変更があった場合は、すみやかに浜松商工会議所会員共済課にご連絡のうえ、変更手続きをしてください。

● 被共済者証の発行

加入者に対しては「被共済者証」を発行します。

● 給付金および請求方法

加入者が退職して退職金の給付を受けようとするときは、所定の書類によって請求してください。

(退職後に請求書を受理してから送金するまでに約 3 週間かかりますので書類の提出はお早めをお願いします。)

※退職金の受取金額が 100 万円以上の場合は、受取人 (加入従業員) の印鑑証明書の添付が必要になります。

- 退職一時金…被共済者 (加入従業員) が退職されたとき。

- 遺族一時金…被共済者 (加入従業員) が死亡されたとき。

- 年 金…加入期間 5 年以上の退職者が希望されるとき。なお、年金の受給中に死亡されたときには、その遺族に対して残余期間分の年金に代え、未支払年金の年金現価相当額を一時金でお支払いします。

※給付金はいかなる場合 (懲戒解雇の場合を含む) も事業主にはお支払いできません。

● 解約手当金

途中で共済契約を解除された場合でも、解約手当金はその被共済者 (加入従業員) にお支払いします。

なお、解約の場合は、被共済者 (加入従業員) 全員の同意が必要です。

〈参考〉給付金の税法上の取扱い

※記載の税務取扱は、平成 26 年 7 月現在の税制に基づくものです。

今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

- 退職一時金…退職所得となります。ただし、解約された場合の給付金は、一時所得となります。

(所得税法第 31 条、同法施行令第 72 条・第 76 条・第 183 条)

- 遺族一時金…死亡退職金とみなされ相続税の対象となりますが、法定相続人数×500 万円までの範囲内は非課税です。

(相続税法第 3 条・第 12 条、同法施行令第 1 条の 3)

- 年 金…雑所得となりますが、公的年金等控除の適用が受けられます。(所得税法第 35 条、同法施行令第 82 条の 2)

浜松商工会議所従業員退職金共済制度 給付金額について

● 退職一時金の額

基本退職一時金の額と加算給付額との合計額がお受取りになる退職一時金の額となります。

〈基本退職一時金〉掛金月額と加入期間（掛金納付月数）に応じて、あらかじめ浜松商工会議所従業員退職金共済規程に金額が定められています。

〈加算給付〉毎年の運用実績に応じて毎年7月1日に基本退職一時金に加算される金額です。

● 遺族一時金の額

死亡時の退職一時金の額に、掛金1口について10,000円を加算した金額です。

● 年金月額

退職時の退職一時金額を原資として計算した金額を、年4回（2、5、8、11月）、3カ月分をとりまとめて10年間にわたってお支払いします。ただし、年金月額が20,000円未満の場合は一時金でお支払いします。

基本退職一時金額、遺族一時金額および年金月額表（掛金月額1口1,000円について）

加入年数	掛金累計	基本退職一時金額	遺族一時金額	年金月額
1年	12,000円	11,500円	約21,500円	-
2	24,000	23,070	33,070	-
3	36,000	34,700	44,700	-
4	48,000	46,410	56,410	-
5	60,000	58,190	68,190	(約500円)
6	72,000	70,030	80,030	(610)
7	84,000	81,950	91,950	(710)
8	96,000	93,940	103,940	(810)
9	108,000	106,000	116,000	(920)
10	120,000	118,140	128,140	(1,020)
15	180,000	179,910	189,910	(1,560)
20	240,000	243,570	253,570	(2,110)
25	300,000	309,160	319,160	(2,670)
30	360,000	376,740	386,740	(3,260)

- (注) 1. 年の途中で退職されたときの基本退職一時金額は、月単位で計算された額が支払われます。
2. 基本退職一時金額は浜松商工会議所従業員退職金共済規程に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社・委託割合の変更等により将来変更されることがあります。
3. 遺族一時金額および年金月額は基本退職一時金額を基準に計算しており、加算給付額は含まれておりません。



過去勤務期間通算の内容

(新規加入事業所の取扱い)

採用すると…

- 被共済者（加入従業員）の過去勤務期間を通算することにより、退職時にはまとまった金額が支払われ、さらに充実した退職金制度が確立できます。
- この取扱いによる掛金（以下「過去勤務掛金」といいます。）は、全額損金または必要経費に算入できます。

取扱い内容

1 過去勤務通算期間の設定

入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として被共済者ごとに設定し、10年を限度とします。（年未満の端数月は切捨て）

2 過去勤務通算口数

過去勤務通算口数は従業員退職金共済制度契約（以下「共済契約」といいます。）お申込みの際の口数の範囲内で22口（22,000円）を限度とします。

3 過去勤務期間通算の申込み

- 過去勤務期間の通算は、被共済者全員について申込む必要があります。一部の被共済者のみ過去勤務期間を通算することはできません。
- 共済契約のお申込みと同時に、所定の加入申込書によりお申込みください。
- 過去勤務期間通算のお申込みは1事業所について1回限りです。
- 過去勤務通算口数を途中で変更することや廃止することはできません。

4 過去勤務掛金および払込期間

過去勤務掛金は被共済者の通算期間、通算口数および払込期間により計算されます。払込期間は過去勤務通算期間と同一年数です。ただし、通算期間が6年以上の場合の払込期間は5年とします。

(一口につき)

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
掛金払込期間	1年	2年	3年	4年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
掛金	1,010円	1,010円	1,020円	1,020円	1,030円	1,240円	1,450円	1,660円	1,880円	2,090円

5 効力発生日

過去勤務期間通算のお申込みの効力発生日は基本掛金のお申込みの効力発生日と同様です。

6 掛金の払込方法

基本掛金と同様に預金口座より毎月22日に自動振替します。

7 給付金額の計算方法

給付金額の計算方法はつぎのとおりです。

- ①過去勤務掛金の払込完了後に退職されたとき
退職一時金 = 基本掛金の払込期間と過去勤務通算期間を加算した期間および通算口数に応じて計算された基本退職一時金額 + 加算給付額
- ②過去勤務掛金の払込完了前に退職されたとき
退職一時金 = 基本掛金およびその払込期間に応じて計算された基本退職一時金額 + 過去勤務掛金およびその払込期間に応じて計算された基本退職一時金相当額 + 加算給付額

お申込み手続きについて

ご加入手続きの詳細については、
委託生命保険会社の推進員または
浜松商工会議所会員共済課へ
おたずねください。

この制度についての
お問い合わせは

浜松商工会議所 会員共済課

〒432-8501 浜松市中区東伊場 2-7-1
TEL 053-452-1113 FAX 053-452-6685

〈URL〉

<http://kyosai.net>

〈E-mail〉

kaiin@hamamatsu-cci.or.jp

掛金口座振替取扱金融機関

みずほ銀行	みずほ信託銀行
りそな銀行	静岡中央銀行
三井住友銀行	愛知銀行
三菱東京UFJ銀行	名古屋銀行
静岡銀行	浜松信用金庫
スルガ銀行	磐田信用金庫
清水銀行	遠州信用金庫
三菱UFJ信託銀行	

※金融機関名は平成26年7月現在のものです。

委託保険会社および委託割合

大同生命保険株式会社… (76.99%) (事務幹事会社)
アクサ生命保険株式会社… (8.55%)
三井生命保険株式会社… (3.94%) (副幹事会社)
第一生命保険株式会社… (5.10%)
住友生命保険相互会社… (2.92%)
富国生命保険相互会社… (2.50%)

※上記委託保険会社に委託割合に応じた資産の運用を委託しております。
なお、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。
(上記の委託保険会社および委託割合は平成26年7月現在のものです。)

(事務委託会社) 日本システム収納株式会社

『個人情報に関するお知らせ』

浜松商工会議所（以下「本会議所」という。）は、当制度の運営において取得する個人情報（被保険者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等）を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、本会議所および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

当共済制度は生命保険会社と締結した 新企業年金保険契約に基づき運営しています。

このパンフレットは、平成26年7月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容は変更することがあります。

担当会社・推進員名